

第53号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

平成29年12月15日付けで旅館業法の一部改正法律が公布され、(施行は平成30年6月15日施行) 営業の種別として分けられていた「ホテル営業」と「旅館営業」が「旅館・ホテル営業」に統合されたため。

2. 改正内容

品川区手数料条例 別表(4)の表5の項金額欄について、「ホテル営業」と「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に統合する。

【現行】

(1) ホテル営業	22,000円
(2) 旅館営業	22,000円
(3) 簡易宿泊所営業	11,000円
(4) 下宿営業	11,000円

【改正後】

(1) 旅館・ホテル営業	22,000円
(2) 簡易宿所営業	11,000円
(3) 下宿営業	11,000円

3. 施行日

公布の日

新旧対照表

○品川区手数料条例

新				旧			
別表（第2条関係） （（1）から（3）まで省略） （4）健康推進部関係				別表（第2条関係） （（1）から（3）まで省略） （4）健康推進部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
（1から4まで省略）				（1から4まで省略）			
5 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	（1） <u>旅館・ホテル営業 22,000円</u> （2） <u>簡易宿所営業 11,000円</u> （3） <u>下宿営業 11,000円</u>	許可申請のとき。	5 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	（1） <u>ホテル営業 22,000円</u> （2） <u>旅館営業 22,000円</u> （3） <u>簡易宿泊所営業 11,000円</u> （4） <u>下宿営業 11,000円</u>	許可申請のとき。
（6から52まで省略）				（6から52まで省略）			
（（5）から（7）まで省略）				（（5）から（7）まで省略）			
<p><u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>							